

令和8・9・10年度

庄内広域水道企業団

競争入札（見積）参加資格審査申請

（物品・役務）

## 提出の手引き

令和8年4月1日現在

目次	1	名簿の引継ぎ・・・・・・・・・・・・・・・・	1ページ
	2	申請できる方・・・・・・・・・・・・・・・・	1ページ
	3	参加資格（登録）有効期間・・・・・・・・	1ページ
	4	受付期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1ページ
	5	受付方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1ページ
	6	申請内容の公表・・・・・・・・・・・・・・	2ページ
	7	提出書類等・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2ページ
	8	登録業者の区分・・・・・・・・・・・・・・	2ページ
	9	その他・留意事項・・・・・・・・・・・・	2ページ

## 1 名簿の引継ぎ

庄内広域水道企業団（以下「企業団」という。）では、鶴岡市、酒田市及び庄内町（以下「構成市町」という。）の入札参加者名簿（以下「名簿」という。）を引継ぎ、企業団の名簿として使用します。

令和7年度末（令和8年3月31日）時点で構成市町の名簿に登録されている場合は、申請不要で企業団の入札に参加可能です。

（有効期間：令和8年4月1日から令和11年3月31日まで）

令和7年度末（令和8年3月31日）時点で構成市町の名簿に登録されていない場合、登録内容に変更がある場合は、「2 申請できる方」以降を参照し、構成市町と併せて企業団にも申請をしてください。

## 2 申請できる方

企業団が発注する物品・役務に係る競争入札、又は見積りへの参加を希望する方で、地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定のいずれにも該当せず、諸税を完納している方。

次の事項のいずれかに該当する場合は、競争入札（見積）参加資格申請はできません。

● 次のいずれかに該当する場合

- ・ 成年被後見人及び被保佐人
- ・ 破産者で復権を得ない者
- ・ 指定暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に該当するもの）

● 各種納税証明において未納の金額がある場合（但し「納期未到来額」と「未納額」が一致している場合は申請できます。）

## 3 参加資格（登録）有効期間

令和11年3月31日まで

## 4 受付期間

随時、申請を受け付けます。

## 5 受付方法

- ・ 以下に郵送するか、直接お持ちください。
- ・ 郵送する場合は、封筒に「競争入札参加資格審査申請書類（物品等）」と記入してください。
- ・ 受理票送付用として、郵送・持参どちらの場合においても、返信用封筒（110円分切手貼付）が必要です。
- ・ 記載事項及び提出書類に不備がある場合には、全ての書類が整うまで受付できませんので、全ての書類が整っていることを十分確認してから提出して下さい。
- ・ 入札参加資格審査申請書は信書に該当しますので、法令に従い適正に送付してください。

### 【宛先・問合せ先】

〒999-7781 山形県東田川郡庄内町余目字滑石1番地1  
庄内広域水道企業団 総務課 契約検査室  
電 話 0234-42-0179（代表）  
F A X 0234-42-0180

## 6 申請内容の公表

書類審査完了後、社名又は名称、住所、電話番号、営業種目等を企業団ホームページで公表する場合がありますので、あらかじめ申請内容が公表されることをご了承の上申請してください。

## 7 提出書類等

- ・申請書の様式は、企業団ホームページからダウンロードできます。必ず最新の様式を使用してください。
- ・提出書類及び添付書類はチェックリストをご確認ください。
- ・様式集のチェックリストの順番どおりに整理し、ファイル等にはとじずに提出してください。
- ・記入例を参照し間違いのないよう記入してください。

URL <https://www.shonai-suido.jp>

事業者の方へ → 入札・契約情報 → 入札契約制度 → 業者登録

### 提出書類に係る留意事項

- (1) 企業団総務課からの依頼・通知文等すべてにおいて、原則メールで行わせていただきますので、メールアドレスの記入漏れがないようお願いいたします。
- (2) 各証明書等は、原本又は写しを1部添付して下さい。  
(発行日は申請日から3か月以内のもの ※参加希望業種に関する許認可証明書を除く)
- (3) 「構成市町 市税の納税証明書」は次のとおりとします。
  - ◎法人⇒「最新の納税証明書（確定申告期限が過ぎた年度のもの）」をお願いします。
  - ◎個人⇒「最新の納税証明書」をお願いします。※構成市町に本社・本店または営業所等がある業者は、課税されている全ての構成市町の納税証明書を提出してください。
- (4) 申請者の所在地が登記簿上の所在地と異なる場合は申出書（任意様式）を提出してください。また、状況により追加で書類の提出を求めることがあります。
- (5) 印鑑証明書は、新規登録または代表者印が変更になった場合のみ原本を提出し、それ以外は提出不要です。

## 8 登録業者の区分

- (1) 管内業者…構成市町に本社又は委任先があるもの。
- (2) 県内業者…(1)以外で県内に本店を有するもの、または、県内に委任先を有するもの。
- (3) 県外業者…(1)、(2)以外のもの。

## 9 その他・留意事項

- (1) 提出書類の押印は、指定がない限り代表者印（実印）を押印してください。
- (2) 申請内容の変更について

申請後、申請内容に変更があった場合は、速やかに変更届を提出してください。詳細は様式9をご確認ください。

- ・法人の委任者情報、委任先情報に変更があった場合、「委任状兼使用印鑑届」（様式5）を提出してください。「名称・商号」、「代表者」、「代表者印」に変更があったときは、委任先情報に変更がない場合でも提出が必要です。

(3) 「物品」には、物品の売買、物品の製造請負（印刷製本）、購入した物品の保守（修繕）、物品の賃貸借が該当します。「役務」には各種業務委託が該当します。

※ 但し、「建設工事」「小修繕」「測量・コンサルタント等」の業務については、「物品・役務」の登録ではなく、別に「建設工事」「小修繕」「測量・コンサルタント等」での登録となります。

(4) 申請に係る一切の費用は申請者の負担となります。

(5) 登録されれば、自動的に又は必ず指名等があるという制度ではありません。

(6) 登録後、申請書等に虚偽の記載が見つかった場合や、申請できる方の要件に該当しなくなった場合等は、参加資格を抹消することがあります。

(7) 申請された情報は、情報公開の請求があったときに、企業団情報公開条例等に基づいて、公開する場合があります。